

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 4 年 10 月、11 月及び 12 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 2 8 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

財務監査及び行政監査の結果

令和5年2月28日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和3年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	212 機関のうち、8 機関		
教育委員会	98 機関のうち、0 機関		
公安委員会	60 機関のうち、0 機関		
その他（上記以外）	13 機関のうち、2 機関	計	383 機関のうち、10 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

上記により監査したところ、表1のとおり4機関において4件の指摘事項、2件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

上記の事項以外については、監査した限りにおいて、おおむね監査の対象となった事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	商工労働部	産業技術総合センター	11月14日	実地	—	—	—	10月12日（書面）
2		食品科学研究所	11月17日	実地	—	—	—	10月5日（書面）
3		セラミックス研究所	10月28日	書面	—	—	—	9月14日（書面）
4	農政部	中央家畜保健衛生所	11月17日	実地	1	—	—	10月5日（書面）
5	県土整備部	岐阜土木事務所	12月20日	実地	1	1	—	11月21～22日（書面）
6	都市建築部	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	10月12日	実地	—	—	—	9月7日（書面）
7	県事務所	西濃県事務所	12月13日	実地	1	—	—	10月21日（書面）
8		恵那県事務所	11月22日	実地	1	1	—	10月6日（書面）
9	その他	選挙管理委員会西濃地方事務局	12月13日	実地	—	—	—	10月21日（書面）
10		選挙管理委員会恵那地方事務局	11月22日	実地	—	—	—	10月6日（書面）
計	指摘事項等のあった機関数：		4 機関		4 件	2 件	0 件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
中央家畜保健衛生所	指摘事項	中央家畜保健衛生所冷暖房装置等空調設備他の保守点検業務委託の契約事務において、競争入札に係る予定価格の算定に当たり、当該業務のうちガスヒートポンプエアコン年2回点検清掃業務の設計金額を1,008,000円とすべきところ、誤って1,080,000円としていたため、予定価格が過大なものとなっており、契約金額及び支出額が適正に算定した場合の予定価格に比べ過大なものとなっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
岐阜土木事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、公用車が損傷（修繕料相当額66,000円（当該車両の更新を令和4年度に予定していたため未修理））していた。 また、別の公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として59,885円の費用負担が発生するとともに、修繕料68,060円（うち相手方負担分47,642円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務の契約事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 公共道路改築主要地方道岐阜美山線舗装工事他1件について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）等に規定する変更契約に係る契約情報の公表が行われていなかった。 2 公共道路メンテナンス補助金華山トンネル他点検業務他1件について、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく変更契約に係る契約情報の公表が行われていなかった。
西濃県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料17,325円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
恵那県事務所	指摘事項	「清流の国ぎふ」観光回廊づくり推進事業費補助金の交付事務において、補助事業者は、補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合、あらかじめ事業変更等承認申請書を提出し、知事の承認を受ける必要があるとされているにもかかわらず、当該手続を行わないまま、事業計画にない事業に着手していた。恵那県事務所は、令和3年11月9日に当該事実を把握した後、補助事業者に対して、当該事業を事業計画に加える趣旨の事業変更等承認申請書を、当該事業に着手した

	<p>令和3年5月10日以前の日付で提出するよう指示していた。そして、補助事業者から令和3年11月15日に提出された令和3年5月7日付けの同申請書を、令和3年5月7日に承認したこととして、補助金を交付しており、不適正な手続により事務処理が行われていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
指導事項	<p>恵那総合庁舎恵那保健所個別空調設置工事の契約事務において、「県発注の建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務並びに森林整備業務の入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の通知に基づく契約情報の公表が行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>